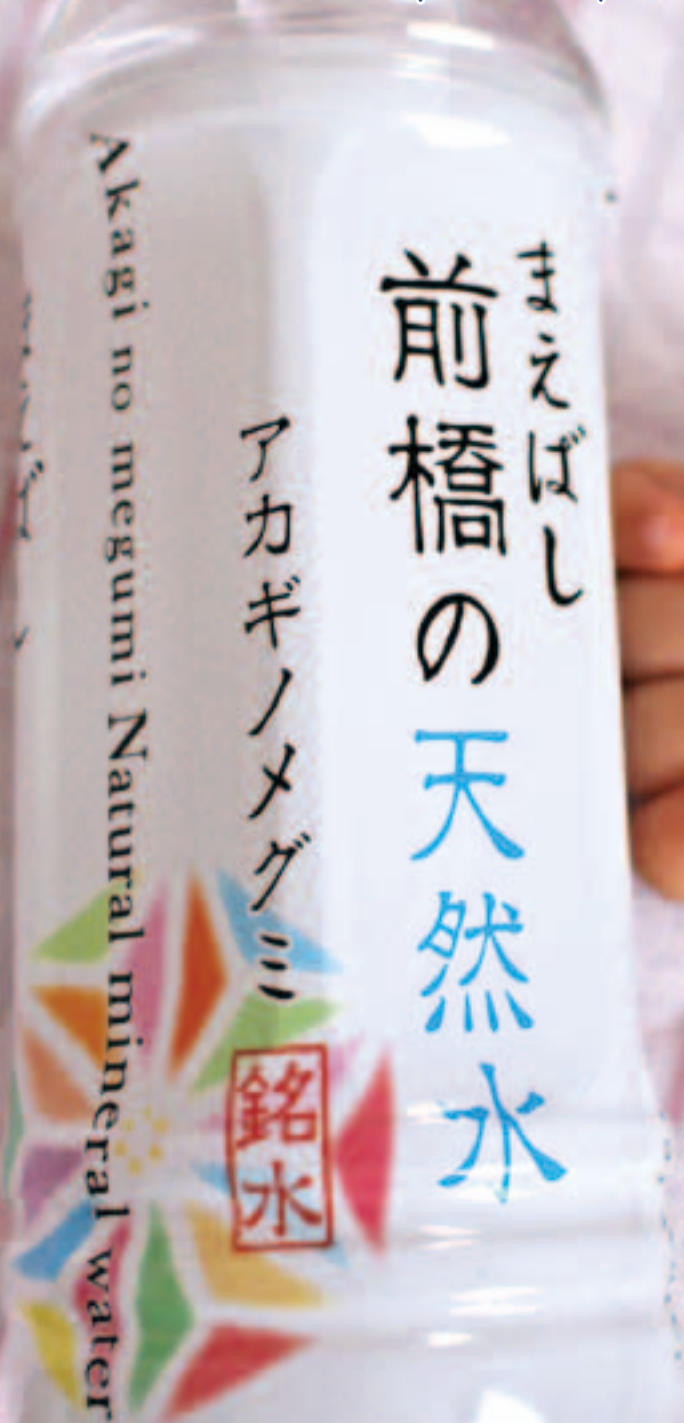


まえばし水道局だより

vol.42
2014.8.1

みずおと

前橋市水道局発行 ホームページ <http://www.city.maebashi.gunma.jp/>



文と素彦
絹物語
MAEBASHI

リニューアル販売中 前橋の天然水 アカギノメグミ

「前橋の天然水 アカギノメグミ」は、ラベルに「麻の葉紋様」をデザイン。「子どもが健やかに育つこと」を願う紋様です。「子どもが飲んでも安全な水」、「軟らかい水」をイメージしています。



「前橋の天然水 アカギノメグミ」リニューアル販売中

恵み豊かな天然水

長い年月をかけ、幾層にもなる地層で磨かれた天然水。その美しくまろやかな前橋の銘水は、大自然がもたらす天然素材そのままの風味を味わえます。飲んでおいしい天然水は透き通るようにきめ細かく、体の中にゆっくりと沁みわたります。前橋市を訪れる方へのお土産にもどうぞご利用ください。飲料水としてご賞味いただくのはもとより、素材そのものの味を引き出す軟水のため、料理、お茶、コーヒー、お酒の水割り用にも最適です。



●お買い求め場所：

市内を中心としたスーパーや酒販店などの量販店、一部のコンビニ、市役所売店、前橋物産館など。詳しくは下記の販売者へお問い合わせください。

●販売者：群馬県卸酒販株式会社 前橋市城東町四丁目2-1 ☎027-231-9156

●監修：前橋市水道局

☎経営企画課 ☎027-898-3014へ

鉛製給水管取替工事の一部を助成

水道水をより安全安心にお使いいただけるよう、水道局では「鉛製給水管取替工事助成制度」を設け、鉛製給水管の解消に努めています。

給水管は、お客様の財産であるため、取替え費用は個人負担となりますが、この制度により工事費用の3分の1（上限5万円）を助成します。

本市では、平成2年7月以降、給水装置工事において鉛製給水管（各家庭に引き込まれている水道管）の使用を認めていませんが、これ以前に旧前橋市で設置された給水管の一部には、鉛製給水管が使用されている場合があります。

なお、大胡・宮城・粕川・富士見地区では、鉛製給水管は使用されていません。

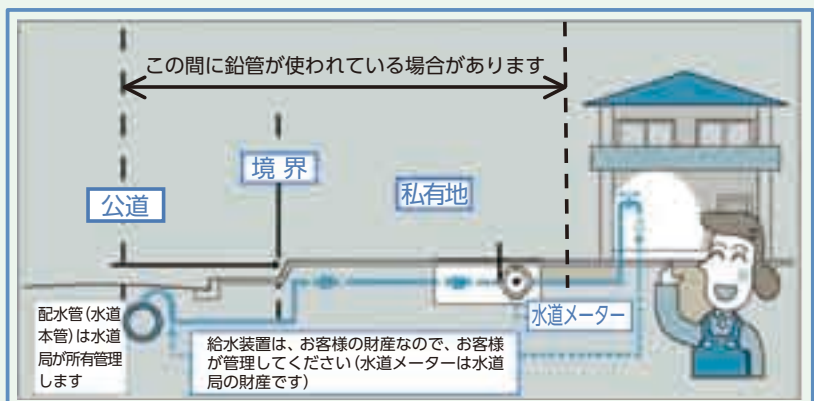
鉛製の給水管は加工しやすく、長年、給水装置の一部材料として使用されてきました。

鉛製給水管は、長期間使わなかった水道水の中に、ごく僅かに鉛が溶け出す可能性があり、老朽化などによる漏水の原因となることも多いため、宅地内の給水装置工事を行う際には取替えをお勧めしています。

長期間水道を使わなかったときは、念のため使い始めにバケツ1杯くらいを飲み水以外の雑用水にお使いください。

本制度の助成条件、申請方法などは、下記へお問い合わせください。

☎水道整備課 ☎027-898-3037へ



水道メーターを交換します

各家庭などの水道メーターは、計量法で有効期間が8年と定められ、期間内に交換が必要です。期限を迎える家庭には、水道局が委託した業者（所定の腕章と身分証明書を携帯）が訪問し交換作業を行います。

☎水道整備課 ☎027-898-3037へ



地域見守り支援を始めました

高齢者などの「孤独死」問題などに対応するため、前橋市と株式会社ジーシー自治体サービスが、地域見守り支援協定を締結しました。

同社のスタッフが、市内での水道使用量の検針時に、郵便物や新聞がポストにたまったままなどの異変を感じた場合に前橋市へ通報をします。

☎経営企画課 ☎027-898-3015へ



日本水道協会関東地方支部総会を前橋市で開催

7月9日、ヤマダグリーンドーム前橋にて第82回日本水道協会関東地方支部総会を開催しました。総会では、水道事業が直面する課題（会員提出問題）を解決するため、名古屋市で開催される全国会議に向けて活発な協議が行われました。総会終了後の講演会には、相模屋食料株式会社の鳥越淳司代表取締役社長を講師にお迎えして「おとうふで1000億企業へ」と題してお話をいただきました。次回開催地の川崎市に引継ぎを行い、約400人の参加者で盛況のうちに終了しました。

☎経営企画課 ☎027-898-3011へ

水道水の放射性物質測定結果

本市では、市民の皆さんの安全・安心を第一に考え、水道水の放射性物質の検査を継続して実施しています。現在、検査は、主な浄水場6カ所で月1回、その他の37カ所の浄水場などで3カ月に1回測定を行っています。

なお、平成23年3月からの検査において、本市の水道水から放射性物質は検出されていません。水道水は安心してお使いください。

主な浄水場の検査結果です。

単位：Bq/kg

| | 地区 | 採水地点 | 採取日 | 放射性セシウム 134 | 放射性セシウム 137 | 放射性ヨウ素 |
|--------------------|-------------|----------|-------|--------------------|--------------------|--------------------|
| 1 | 旧前橋 | 敷島浄水場 | 7月9日 | 不検出 (検出限界値 0.7) | 不検出 (検出限界値 0.7) | 不検出 (検出限界値 0.6) |
| 2 | 粕川 | 稲里浄水場 | 7月9日 | 不検出 (検出限界値 0.6) | 不検出 (検出限界値 0.7) | 不検出 (検出限界値 0.7) |
| 3 | 宮城 | 柏倉浄水場 | 7月15日 | 不検出 (検出限界値 0.9) | 不検出 (検出限界値 0.8) | 不検出 (検出限界値 0.6) |
| 4 | 大胡 | 東金丸第2浄水場 | 7月3日 | 不検出 (検出限界値 0.9) | 不検出 (検出限界値 0.8) | 不検出 (検出限界値 0.6) |
| 5 | 富士見 | 小原目浄水場 | 7月15日 | 不検出 (検出限界値 0.8) | 不検出 (検出限界値 0.9) | 不検出 (検出限界値 0.8) |
| 6 | 富士見 (赤城) | 大洞浄水場 | 7月15日 | 不検出 (検出限界値 0.9) | 不検出 (検出限界値 0.8) | 不検出 (検出限界値 0.6) |
| 水道水中の放射性物質に係る管理目標値 | | | | 合計量で10Bq/kg以下 | | 設定無し |

(注) 不検出とは、検体の放射性物質濃度が1Bq/kg未満を意味しています。

表中の(検出限界値 ○)は、測定機器で検出できる放射性物質濃度の最小値が○Bq/kgであることを示しています。

☎浄水課 ☎027-231-3075へ

下水汚泥などの放射性物質濃度の測定結果

単位：Bq/kg

前橋水質浄化センターでは、下水汚泥などの放射性物質濃度の測定を毎月1回、継続して行っていますが、6月の測定結果（6月25日試料採取）は右記のとおりです。

詳細は本市水道局ホームページに掲載しています。なお、これまでに発生した焼却灰などは飛散防止の措置をして建物内に保管しています。

☎下水道施設課 ☎027-221-7524へ

| 試料名 | 総セシウム |
|------|-------|
| 下水汚泥 | 47 |
| 放流水 | 不検出 |

(注) 不検出とは、検出下限値(10Bq/kg)未満を意味していません。

☑水道水及び下水汚泥などについて今後も継続して検査を実施し、結果を速やかに本市水道局ホームページなどで公表します。

快適な生活環境を目指し 下水道に接続を

公共下水道は、快適な生活環境に必要な不可欠であり、汚水の排除、浸水の防除、トイレの水洗化などの生活の改善だけでなく、川や湖などの水質保全のためにも重要な施設です。

そのため、公共下水道が整備され、皆さんの住んでいる地域が下水道を利用できる区域になったときは、くみ取り便所は3年以内に水洗便所に改造し、浄化槽はできるだけ早く公共下水道に接続してください。

公共下水道への接続工事の依頼は、市の指定を受けた下水道排水設備指定工事店にご相談ください。

☎下水道整備課 ☎027-898-3074へ

9月10日は「下水道の日」 「げすいどう みずのみらいを まもるみち」

平成26年度下水道推進標語

下水道の日は、下水道の普及促進を図るため、昭和36年に「全国下水道促進デー」として開始。その後、平成13年に現在の「下水道の日」に名称を変更しました。9月10日と定められたのは、下水道の役割の一つである「雨水の排除」を念頭に、立春から数えて220日目（台風による水害が発生しやすい時期）であり、下水道をアピールするのに適当であるためです。

☎下水道整備課 ☎027-898-3074へ



休日の水道局指定工事業者

| | | | | | | | | |
|-------------|-------------------------------------|---------------------------------------|-------------|---------------------------------------|--------------------------------------|--------------|------------------------------------|---------------------------------------|
| 8.3 (日) | 五代設備工事(株) 下細井町 ☎027-234-5032 | (有)ノグチ 柏倉町 ☎027-283-2651 | 9.14 (日) | 市川建設(株) 三俣町三丁目 ☎027-232-1231 | (有)大澤設備工業 横沢町 ☎027-283-5123 | 10.12 (日) | 日野備巧(株) 二之宮町 ☎027-268-3549 | (有)ノグチ 柏倉町 ☎027-283-2651 |
| 8.10 (日) | (有)鎌塚設備 西片貝町二丁目 ☎027-221-0213 | 高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎027-288-3230 | 9.15 (月) | 赤城管設(株) 小坂子町 ☎027-269-0144 | 下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070 | 10.13 (月) | (有)磯田興業 後閑町 ☎027-265-3309 | (有)小沢総合設備 富士見町原之郷 ☎027-288-7552 |
| 8.17 (日) | 下川工業(株) 力丸町 ☎027-265-0228 | 太田建設(株) 粕川町女淵 ☎027-285-2046 | 9.21 (日) | 鹿沼管工 荒子町 ☎027-268-1504 | (有)ノグチ 柏倉町 ☎027-283-2651 | 10.19 (日) | (株)桜沢設備工業 荻窪町 ☎027-269-2246 | 太田建設(株) 粕川町女淵 ☎027-285-2046 |
| 8.24 (日) | 大場工業(株) 高井町一丁目 ☎027-251-3686 | 下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070 | 9.23 (火) | 東邦設備工業(株) 天川原町一丁目 ☎027-223-5501 | 高松設備工事(株) 富士見町小暮 ☎027-288-3230 | 10.26 (日) | (有)寺本設備 南町三丁目 ☎027-221-5011 | 小林設備(有) 富士見町時沢 ☎027-288-2755 |
| 8.31 (日) | (株)狩野設備 西善町 ☎027-266-1217 | (株)志村工業 滝窪町 ☎027-283-5370 | 9.28 (日) | (有)寺本設備 南町三丁目 ☎027-221-5011 | 石橋設備工業(有) 苗ヶ島町 ☎027-283-4455 | 11.2 (日) | (有)青柳管工土木 東片貝町 ☎027-223-6741 | (有)大澤設備工業 横沢町 ☎027-283-5123 |
| 9.7 (日) | 大川設備 富田町 ☎027-268-3662 | (有)小沢総合設備 富士見町原之郷 ☎027-288-7552 | 10.5 (日) | 東部設備工業(株) 富田町 ☎027-268-1099 | 下田農機具店 富士見町時沢 ☎027-288-2070 | 11.3 (月) | 鹿沼管工 荒子町 ☎027-268-1504 | (有)小沢総合設備 富士見町原之郷 ☎027-288-7552 |

お問い合わせ・ご相談は 連絡先：前橋市水道局 前橋市岩神町三丁目13番15号

| | | |
|--|---------------------------------|---------------|
| 水道料金・下水道使用料の支払い方法について | お客様センター (委託先：(株)ジーシー自治体サービス) | ☎027-898-3300 |
| 水道の検針について | | |
| 水道の使用開始・中止の届出について | 水道整備課維持修繕係 | ☎027-898-3033 |
| 道路上の漏水を見つけたとき 赤水やにごり、水の出が悪いとき | | |
| 家庭内の水道整備については、直接水道局指定の業者へ (業者が分からない場合は、お問い合わせください) | 水道整備課給水装置係 | ☎027-898-3043 |
| 水道水の水質について | 浄水課水質係 | ☎027-231-3075 |
| 都市計画下水道の受益者負担金・分担金について | 下水道整備課管理係 | ☎027-898-3063 |
| 宅地内の排水設備は個人の財産です。詰まりなどが生じた場合は、指定工事店に直接修繕を依頼してください。 (業者が分からない場合は、お問い合わせください) | 下水道整備課排水設備係 | ☎027-898-3074 |

●漏水などの緊急の場合は、夜間・休日も受け付けています。 ☎027-234-5511 (代表)

広告欄

**水道料金のお支払いは
便利な口座振替をご利用ください。**
当社職員による訪問預かりサービスも行っています。詳しくは、下記までお問い合わせください。

株式会社ジーシー自治体サービス

お問い合わせ先
前橋市水道局お客様センター 027-898-3300(代)
受付日 月曜日～金曜日(祝日を除く)
受付時間 午前8時30分～午後5時15分

水道メーター交換のお知らせ

水道メーターは、計量法によって8年(検定満期)ごとの交換が義務付けられています。
交換は7月～翌年2月下旬までの期間に行い、該当するご家庭には交換のチラシを配布します。
当組合でも水道局の委託を受け、組合員が伺い、無料で交換します。ご協力をお願いします。
給排水工事は、市指定水道工事店にご相談下さい
前橋市管工事協同組合 TEL 027-(251)-7509

上記の広告内容に関する質問などにつきましては、広告スポンサーに直接お問い合わせください。